



銚子の水道

平成26年2月1日

号 外

編集・発行 銚子市水道課

代表電話 0479(24)8181

直通電話 水道課(24)8982

浄水場(22)8815

水道料金センター 電話(30)3131

FAX(30)3133

水道課ホームページ<http://www.city.choshi.chiba.jp/suidou/>

平成26年4月 水道料金等の 消費税率が変わります!!

消費税率の改正について

平成24年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。

このことで、平成26年4月1日以降ご使用の水道料金の価格に転嫁される消費税が従来の5%から8%に改正されます。

なお、家の新築等で新規に水道を引き込む際に必要な、「水道利用加入金」についても、水道料金と同様、消費税が改正されます。



水道利用加入金(税込、表中()内の金額は、消費税等相当額)

現 行 (税率5%)		
口 径	水道利用加入金 (円)	
13mm	47,250	(2,250)
20mm	102,900	(4,900)
25mm	199,500	(9,500)
40mm	620,550	(29,550)
50mm	1,155,000	(55,000)
75mm	2,677,500	(127,500)
100mm	5,166,000	(246,000)
150mm	15,482,250	(737,250)

消費税改正により、
このように変わります。



改正後 (税率8%)		
口 径	水道利用加入金 (円)	
13mm	48,600	(3,600)
20mm	105,840	(7,840)
25mm	205,200	(15,200)
40mm	638,280	(47,280)
50mm	1,188,000	(88,000)
75mm	2,754,000	(204,000)
100mm	5,313,600	(393,600)
150mm	15,924,600	(1,179,600)